

振動規制法

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の期限	添付書類	リンク
特定施設の設置の届出 (法第6条)	特定施設を設置しようとする場合(これまで特定施設が設置されていない工場・事業場に限る)	設置工事開始日の30日前まで	1 振動の防止の方法 2 特定工場等及びその付近の見取図 3 特定施設の配置図 4 特定施設の概要 (カタログ等)	様式第1
特定施設の使用の届出 (法第7条)	新たに地域の指定が行われた際、すでにその地域内に特定施設を設置している場合	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内		様式第2
	特定施設が追加指定された際、すでに指定地域内にその施設を設置している場合			様式第3
特定施設の変更等の届出 (法第8条)	次の事項を変更しようとする場合 ・特定施設の種類及び能力ごとの数 ・特定施設の使用の方法	変更工事開始日の30日前まで	様式第4	
	振動防止の方法を変更しようとするとき			
氏名等変更届 (法第10条)	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名又は工場・事業場の名所若しくは所在地の変更があった場合	変更日から30日以内		様式第6
特定施設使用全廃届 (法第10条)	特定施設のすべての使用を廃止した場合	廃止日から30日以内		様式第7
承継の届出 (法第11条)	届出を行った者から特定施設を譲り受けたり借り受けた場合、又は相続、合併があった場合	承継があった日から30日以内		様式第8
特定建設作業の実施の届出 (法第14条)	特定建設作業を伴う建設作業を施行しようとするとき	特定建設作業の開始の日の7日前まで	1 工事の工程表 2 付近の見取図	様式第9